

岩手県告示第804号

道路法（昭和27年法律第180号）第9条の規定により告示した県道路線の認定に係る告示事項を次のとおり変更する。

平成29年11月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

主要地方道以外の県道

新旧 の別	整理番号	路線名	起 点	重要な経過地	備 考
			終 点		
旧	147	陸中山田停車場線	陸中山田停車場		平成6年岩手県告示第671号
			下閉伊郡山田町飯岡		
新	147	陸中山田停車場線	陸中山田停車場		
			下閉伊郡山田町川向町		

備考 関係図面は、岩手県県土整備部道路環境課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センターに備えておいて縦覧に供する。